

# 種苗法改正に伴う大分県の対応方針をお知らせします

## ～種苗法の一部を改正する法律が令和3年4月に施行されました～

### 種苗法(品種登録制度)の目的

新しい品種を育成するためには専門的な知識、技術と多くの費用や労力が必要です。

しかし、育成した品種の種苗は簡単に増殖することができるため、国は、種苗法に基づいて、品種を育成した人(育成者)の権利を保護し、新品种の育成の振興を図っています。

### 種苗法に違反すると・・・

登録品種の種苗を育成者から許可を得ずに生産、販売した場合には、育成者から差止請求、損害賠償請求等を求められることがあります。

また、故意による権利侵害の場合は、刑事罰(10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金)を科せられることがあります。

### 【改正の理由】

今回の法改正は、国内で開発されたぶどう等の優良品種が海外に流出して他の国で増殖され第三国に輸出・販売される等の事態が発生したことを受け、育成者権者の意思に応じて、種苗の海外流出を防止する等の措置ができるようにして育成者権を保護することを目的に、見直しが行われたものです。

### 【主な改正点】

1. 登録品種の育成者権者(開発者)が輸出先国や国内の栽培地域を指定することが可能になりました。(令和3年4月1日～)

○大分県の登録品種は、国に届出を行い、すべて海外への種苗の持ち出しを制限しております。

2. 登録品種の表示が義務化されました。(令和3年4月1日～)

○登録品種の種苗を、業として譲渡する場合や販売する際は、「登録品種であること」や「海外持ち出し制限があること」、「国内栽培地域の制限があること」の表示を付すことが義務化されました。

○表示の記載例など詳細については、農林水産省作成のパンフレットをご覧ください。

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-34.pdf>

3. 登録品種の自家増殖は令和4年4月1日から、育成者権者(開発者)の許諾が必要となります。

○大分県が開発した登録品種については、基本的に新たな許諾手続を求めない方針を決定しました。また、自家増殖に係る許諾料は徴収しません。

一部の品種(イチゴ、果樹、大麦等)については、登録品種利用許諾契約書の条項の中に許諾内容(※)に関する条項を追加することで対応します。

※1(自家増殖の許諾内容の記載例)

当該品種の種苗を県内で自作する直近の本田栽培又は自家増殖に全て供すること。

種苗法の改正についての詳細は下記の大分県HPを参照にしてください。

URL: <https://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/syubyuhou.html>

問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県 農林水産部 地域農業振興課 普及・研究班

TEL 097-506-3572

## 大分県登録品種\*1(出願中・既登録品種)の利用制限方針

大分県は、本県登録品種の種苗の海外への持出を禁止し、自家増殖については、県内生産者に対して基本的に新たな許諾手続や許諾料を求めません。

一部の品種(いちご、果樹、大麦等)については、登録品種利用許諾契約書の条項の中に自家増殖の許諾内容(※2)に関する条項を追加することで対応します。

※1 大分県が開発し種苗法に基づき登録出願した品種

※2 (自家増殖の許諾内容の記載例)

当該品種の種苗を県内で自作する直近の本田栽培又は自家増殖に全て供すること。

表 大分県登録品種別の許諾手続の要・不要、許諾方法

状況	登録		農産物の種類	品種名	自家増殖※1		種苗の輸出先国指定	備考
	登録番号	登録年月日			可否	許諾の手続		
品種登録済	15413	2007/3/23	なし	豊里	可	不要	海外への持出禁止	登録品種利用許諾契約書に自家増殖の許諾内容に関する条項を追加。
	17734	2009/3/6	かんきつ	大分果研4号	可	不要	海外への持出禁止	
	20806	2011/5/24	トルコギキョウ	チェリービー	可	不要	海外への持出禁止	
	24322	2015/5/20	トルコギキョウ	チェリービー2号	可	不要	海外への持出禁止	
	24323	2015/5/20	トルコギキョウ	チェリービー3号	可	不要	海外への持出禁止	
	24345	2015/6/19	ヤマジノギク	TOYOロマン2号	可	不要	海外への持出禁止	
	26579	2018/2/9	大麦	トヨノホシ	可	不要	海外への持出禁止	登録品種利用許諾契約書に自家増殖の許諾内容に関する条項を追加。
	28275	2021/1/26	イチゴ	大分6号	可	不要	海外への持出禁止	登録品種利用許諾契約書に自家増殖の許諾内容に関する条項を追加。
品種登録出願中	-	-	かんきつ	大分果研6号	可	不要	海外への持出禁止	

※1 令和4年4月1日以降の登録品種の自家増殖の可否と許諾手続の要・不要を示す。